

平野防災福祉コミュニティ

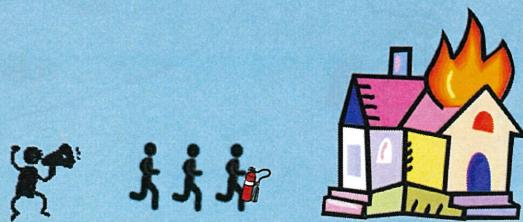
地域おたすけガイド

平成 30 年 10 月作成

平野防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



平野地区地域おたすけガイドマップ

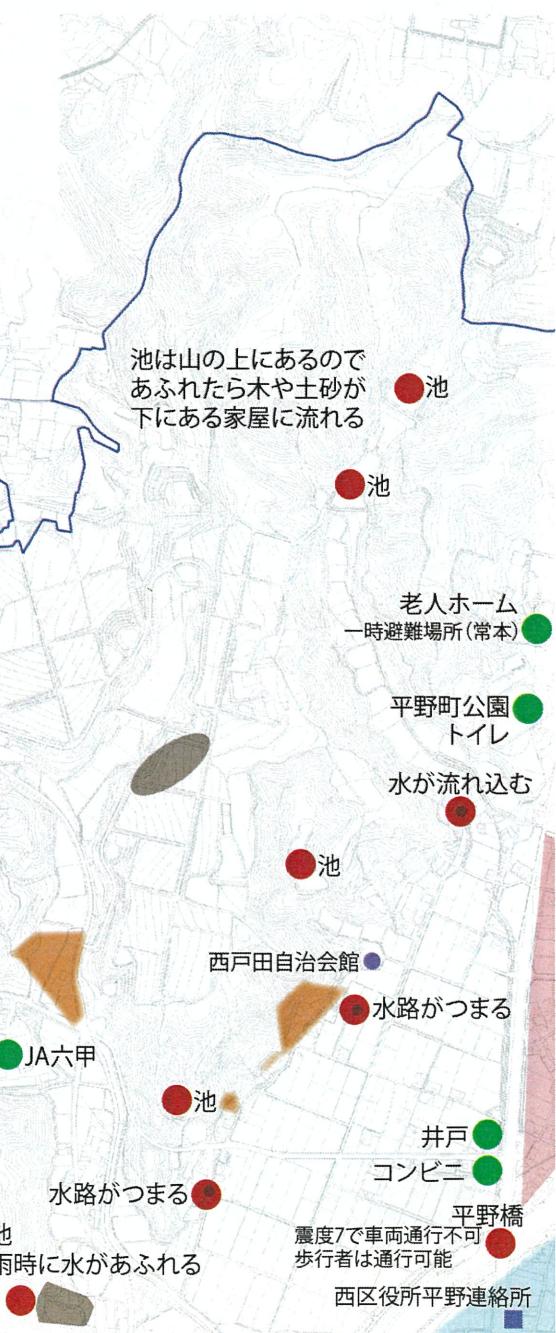
0

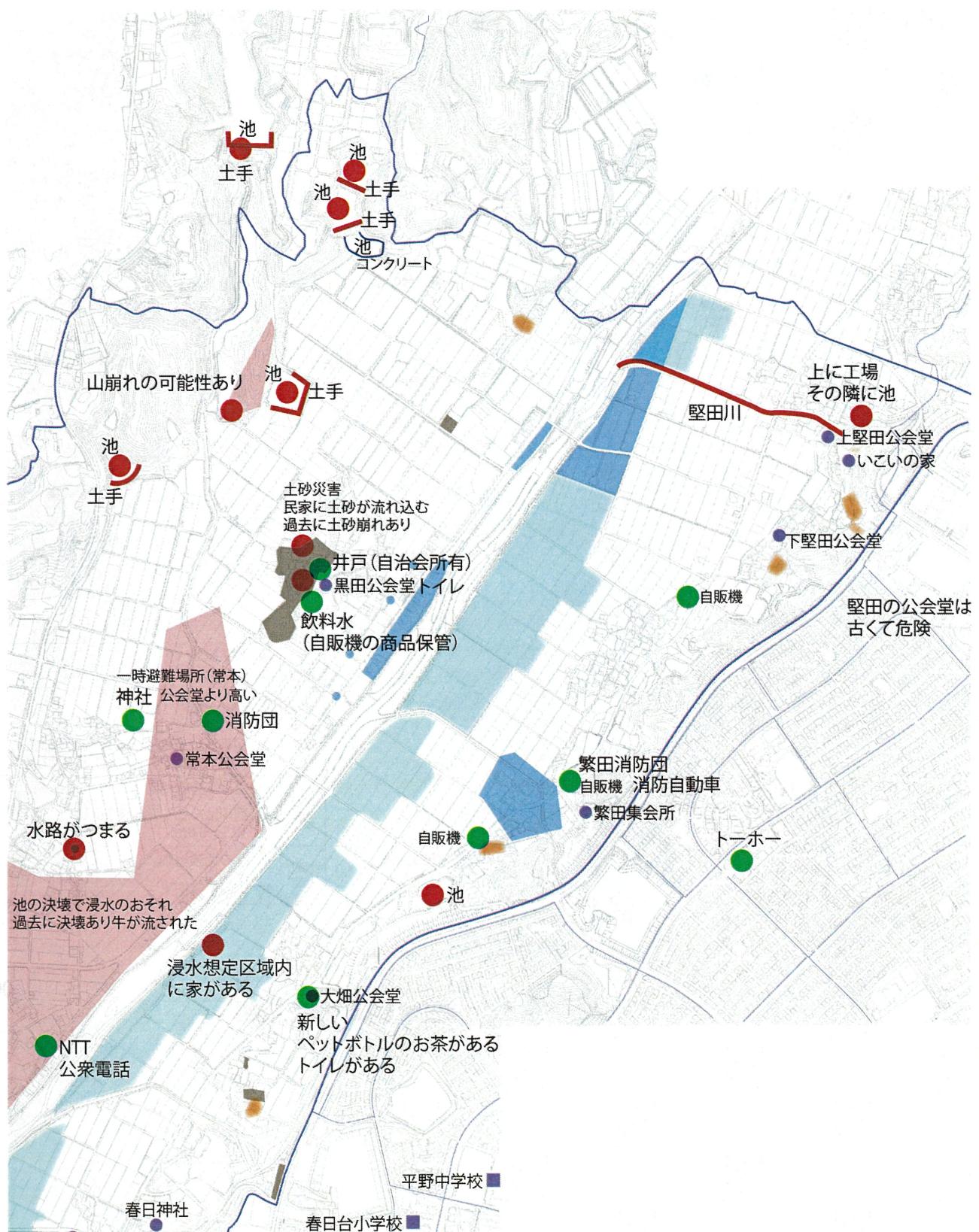
750

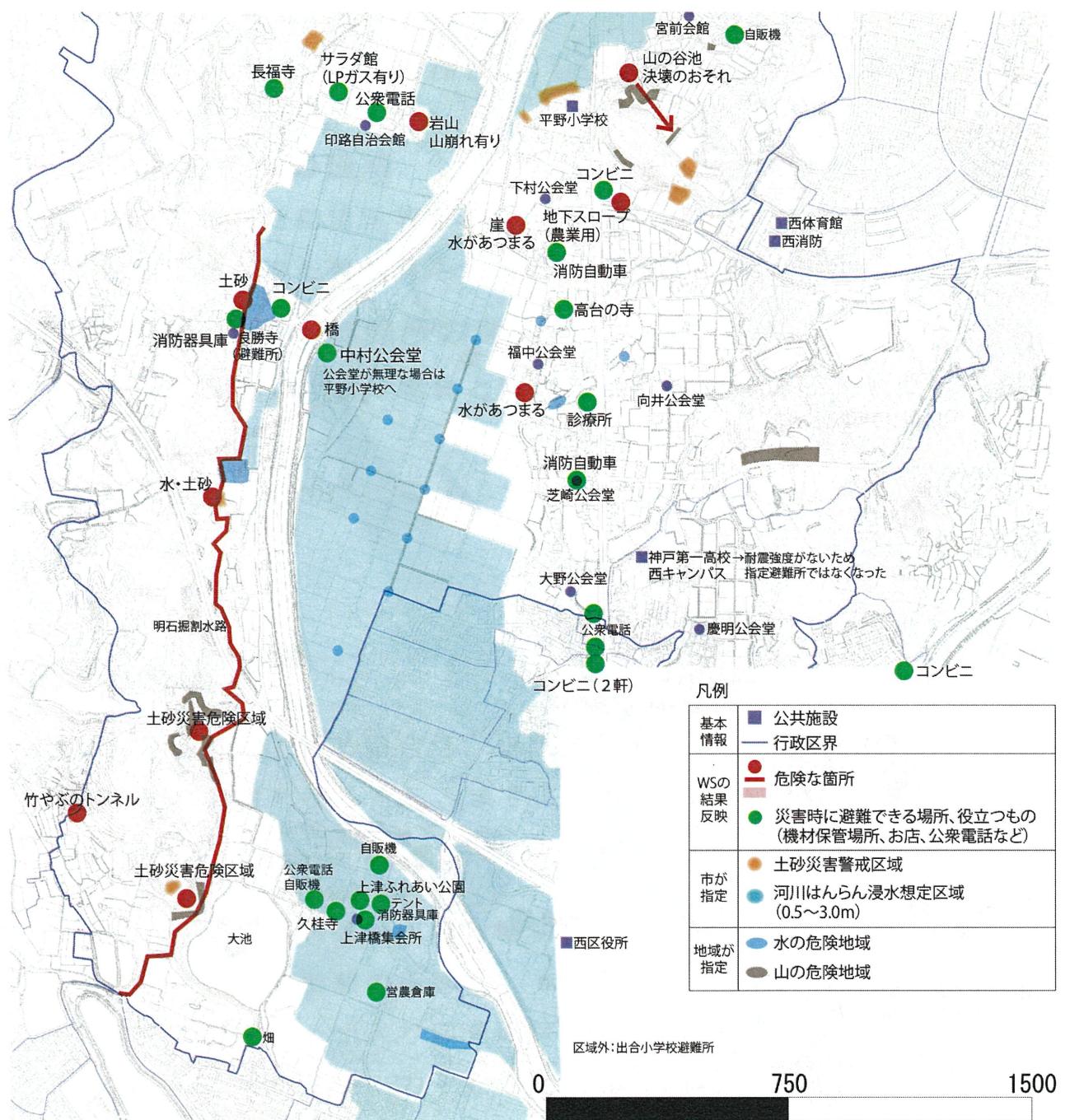
1500

凡例

基本情報	■ 公共施設 — 行政区界
WSの結果反映	● 危険な箇所 ■ 災害時に避難できる場所、役立つもの（機材保管場所、お店、公衆電話など）
市が指定	● 土砂災害警戒区域 ● 河川はんらん浸水想定区域（0.5～3.0m）
地域が指定	● 水の危険地域 ● 山の危険地域







運営本部の設置基準、活動方針、役員参集場所等一覧（地区別）

地区	大野・慶明・芝崎	向井	福中
活動方針	いざという時は、一人で何もできないので、近隣の方にも声を掛け合い助け合う	危険な行為はしない	いざという時は、一人で何もできないので、近隣の方にも声を掛け合い助け合う
運営本部設置基準		避難所（小学校）が近いので、地区別運営本部は設置しない	
設置場所連絡先			
避難行動開始基準	風水害の時は自宅で待機する 地震の時は各家庭で状況を見て、自宅が被害を受けた場合、近くの公会堂へ避難する	平野町の本部の指示で	風水害の時は自宅で待機する 地震の時は各家庭で状況を見て、自宅が被害を受けた場合、近くの公会堂へ避難する
避難行動の際の約束注意事項	家族が別々に行動している場合、どこで集合するか決めておく	単独行動をしない（グループで行動）	家族が別々に行動している場合、どこで集合するか決めておく
指定避難所	平野小学校	平野小学校	平野小学校
一時避難所	各地域の公会堂 村のお寺 鍵は各自治会長、子供会、老人会の各役員が保有	各公会堂 自治会長、各種団体の長が鍵を保有	公会堂 村のお寺 鍵は各自治会長、子供会、老人会の各役員が保有
福祉避難所			
緊急時の連絡方法	自治会長・役員	各隣保長からそれぞれ連絡	自治会長・役員
安否確認の方法	決まっていないので今後検討していく	消防団に依頼？（決まっていない）	決まっていないので今後検討していく
防災資機材庫	消防器具庫 動力消防ポンプ、消防用ホース、のこぎり、とび口、ヘルメット、手袋、携帯用電灯、トランジスタメガホン、ブルーシート、トランシーバー、はしご兼用脚立	消防器具庫（消防団長が鍵保有）	消防器具庫 動力消防ポンプ、消防用ホース、のこぎり、とび口、ヘルメット、手袋、携帯用電灯、トランジスタメガホン、ブルーシート、トランシーバー、はしご兼用脚立
防災行政無線	消防団の班長以上が持っている	消防の無線	消防団の班長以上が持っている
防災本部にあるといいもの	各地区の住民の名簿	・ラジオ ・食料、飲料（備蓄）	各地区の住民の名簿
本部で行う行動			

地区	下村	宮前	大畠
活動方針	危険な行為はしない	自分の力で助かろう ご近所さんで助け合おう	できる範囲で無理なく助け合う
運営本部設置基準	避難所（小学校）が 近いので、地区別運営本部は設置しない		消防団に召集がかから ってから
設置場所連絡先			大畠公会堂 電話無し 堅田：無し
避難行動開始基準	平野町の本部の指示 で		避難準備情報が出て から
避難行動の際の約束 注意事項	単独行動をしない (グループで行動)		<ul style="list-style-type: none"> ・近所でまとまって行動する ・一人暮らしの家を確認
指定避難所	平野小学校	平野小学校	平野小学校
一時避難所	各公会堂 自治会長、各種団体 の長が鍵を保有	平野小学校 (地域内にあるため)	大畠公会堂 自治会長、消防、土 地改良、普請、近所 2軒が鍵保有
福祉避難所			
緊急時の連絡方法	各隣保長からそれぞ れ連絡	自治会長より隣保長 各隣保長より隣保内 に連絡	連絡網
安否確認の方法	消防団に依頼? (決まっていない)	各隣保長より	近所で確認しあう (小さな班で)
防災資機材庫	消防器具庫 (消防団長が鍵保有)	宮前消防団器具庫	消防器具庫 公会堂側
防災行政無線	消防の無線	<ul style="list-style-type: none"> ・平野連絡所 ・消防分団長 ・防コミ委員長 	機械あり
防災本部にあるとい いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ ・食料飲料（備蓄） 		<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・名簿 ・無線機
本部で行う行動			運営本部で安否確認

地区	繁田	堅田	黒田
活動方針		無理をしない、危険なことはしない	消防団と自治会の連携（情報の共有）
運営本部設置基準	自治会組織と消防団組織の連携と情報の共有		消防団が詰所（公会堂）を開設（初動はお願ひする）
設置場所連絡先	安否確認、被害状況により自治会長、役員で設置の判断	消防団詰所	公会堂
避難行動開始基準	繁田集会所または繁田公会堂	避難準備情報が出てから	避難情報が出てから
避難行動の際の約束注意事項		一人で行動しない 一人暮らしの家を確認	自己責任で行動を
指定避難所	平野小学校	平野小学校	平野小学校
一時避難所	繁田集会所 自治会長、農会長が鍵を保有	無し 堅田の公会堂は古くて危険	黒田公会堂
福祉避難所			透鹿園
緊急時の連絡方法	自治会の緊急連絡網	自治会長から各隣保へ言い継ぎ	連絡網 隣保役員（第1～4）で対応する
安否確認の方法	自治会員の名簿で各戸ごとに連絡チェック（新規につくる）	各隣保	隣保長が隣保ごとに確認し、自治会長へ連絡（伝達）
防災資機材庫		消防器具庫	
防災行政無線		消防団の詰所	消防団の詰所
防災本部にあるといいもの		発電機、無線機 チェーンソー、ヘルメット、ラジオ	
本部で行う行動			

地区	常本	西戸田	印路
活動方針	消防団と自治会の連携（情報の共有）	ご近所に声をかけて、近隣で助け合う	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保 ・近隣の方々で助け合う ・できる範囲で防災活動を行う ・消防団と自治会の連携、情報の共有
運営本部設置基準	水防指令発令時 消防団が詰所開設	水害の場合は設置	明石川が氾濫した時（平野橋～中津橋）、ため池の氾濫 消防団がパトロールして自治会長へ→評議員へ
設置場所連絡先	公会堂 水害時は神社	自治会館 各隣保長の携帯	印路自治会館 会長の携帯電話
避難行動開始基準	避難情報が出てから	避難指示が出てから (夜間を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の時は自宅で待機する ・地震の時は各家庭で状況を見て、自宅が被害を受けた場合、近くの一時避難所へ避難する
避難行動の際の約束注意事項	一人で行動しない	一人で行動しない みんなで集まって動く	一人で行動しない
指定避難所	平野小学校	平野小学校	平野小学校
一時避難所	常本公会堂 水害時：神社	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館 ・NTT ・平野町公園 ・JA兵庫六甲當農センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA六甲駐車場（山崩れが心配） ・長福寺（山崩れが心配） ・印路自治会館（浸水が心配）
福祉避難所	老人ホーム（市指定）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉センター ・エルダーハウス ・透鹿園 	エルダーハウス
緊急時の連絡方法	自治会、婦人会の連絡網をつかう	隣保役員から各家庭へ	(本部) →自治会長→評議員(7班)
安否確認の方法		消防団 隣保役員	各班の評議員が連絡・確認する
防災資機材庫	消防器具庫（消防団長が鍵保有）	消防器具庫（消防用具）	消防の器具庫 (西体育館にダンボールベッドの備蓄希望 電気水道を自分の地域で確保できるように発電機、井戸の活用)
防災行政無線	消防団の詰所	消防団	消防の器具庫及び消防団の団長
防災本部にあるといいもの		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用発電機 ・携帯ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・印路自治会名簿 ・ラジオ
本部で行う行動			運営本部絵安否確認をする。自治会三役・評議員(7班)

地区	中村	上津橋
活動方針	<ul style="list-style-type: none"> 情報を共有できる仕組み 避難訓練の実施 「この地域は大丈夫」という認識を捨てる 自治会組織と消防団組織の連携 消防団員の確保（2人以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 消防車で避難のアナウンス 消防と自治会の情報の共有
運営本部設置基準	避難勧告が出た場合に消防団が開設（鍵あけをする）	
設置場所連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 中村公会堂（川から東、中津橋が危険でなければ全体） 良勝寺（川から西） 	上津橋集会所 または消防器具庫
避難行動開始基準	避難指示	避難指示
避難行動の際の約束注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 中津橋の通行危険度合いを判断する 当面の飲物・軽食を持参 	<ul style="list-style-type: none"> 一人で行動しない 集団で動く 当面の飲み物・軽食を持参
指定避難所	平野小学校	出合小学校
一時避難所	<ul style="list-style-type: none"> 中村公会堂 良勝寺 JA 兵庫六甲営農センター 	<ul style="list-style-type: none"> 集会所 営農組合倉庫 ふれあい公園 久桂寺
福祉避難所		
緊急時の連絡方法	自治会長→各隣保長（11地区）で連絡したい	自治会長、消防分団長、各班長、水利組合長、子供会
安否確認の方法	隣近所で声をかけあう	電話：班長→各家 民生委員→一人暮らしの方
防災資機材庫	<ul style="list-style-type: none"> 中村消防器具庫 中村消防団長 中村自治会長 	上津橋消防団の器具庫
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 中村器具庫（備付） 中村消防団長 	同上
防災本部にあるといいもの	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網 ラジオ トランシーバー 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡網 ラジオ 食料（備蓄）
本部で行う行動		

防災資機材庫

用 途	品 名	平野 小学校	平野町 公園	合 計
消 火 用	動力消防ポンプ		1	1
	消防用ホース一式		1式	1式
	訓練用消火器	10		10
	布バケツ	50		50
救 助 用	スコップ	4		4
	バール	3		3
	おりたたみ鋸	8		8
	おの	1		1
	ハンマー	5		5
	簡易ジャッキ	2		2
	つるはし	5		5
	ボルトクリッパー	2		2
	ヘルメット	30		30
	手袋	30		30
	腕章	30		30
	携帯用電灯	3		3
	トランジスター・メガホン	2		2
	収納庫(高)	1		1
	収納庫(大)		1	1
	サルベージシート	6		6
	携帯用発電機		1	1
	二連はしご	1		1
	台車	2		2
	一輪車	1		1
	コードリール		1	1
	投光機(三脚付)		1	1

は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

個人の行動

大雨の天気予報、注意報発令の段階

- 周辺の田んぼ、池、川の水位を確認できるようにしておく。
- 雨樋や排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 懐中電灯、食料等の非常用品を準備して避難に備える。
- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 職場等の外出先からの帰宅手段を確認しておく。(できるだけ早く帰るようにする)

警報発令、避難準備情報発令の段階

- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 避難準備情報が発令されたら、自主避難の準備をする。
- 家族と連絡を取り、今後の行動を確認しておく。

避難勧告、避難指示発令の段階

- 避難所へ移動できる人は移動する。
- 避難所へ行かない人は自宅の2階へ避難する。
- 夜間の場合は、明るくなるまで行動を控える。

【災害発生前】

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部の立ち上げ

本部設置場所：平野連絡所

- 本部に各自治会役員は集まれない可能性が高い。災害対策本部と各自治会本部（自治会長）とで連絡をとりあえるようにする。

2 各自治会本部の立ち上げ

- 各自治会本部に集まった役員の中から防災リーダーを決定する。
- 防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 各自治会本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地域内の人々と共有する

4 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

5 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、避難誘導を実施する。

6 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

川の氾濫、浸水、土砂災害などの発災後

個人の行動

- 被害状況が確認できる場合は 119 番通報する。
- 家族の安否を確認する。
- 明るくなるまで外出せず自宅で待機する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部による指揮

- ([災害発生前]) と同様の方法で災害対策本部を立ち上げる。)

2 各自治会本部の立ち上げ

- ([災害発生前]) と同様の方法で自治会本部を立ち上げる。)

3 各自治会本部の災害対応

- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

4 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 有線電話、携帯電話等により、各自治会長、各消防団長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

5 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

6 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を本部に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

② 地震

【災害発生直後】

個人の行動

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。
- 屋内の場合は、出入り口を確保する。
- ガスの元栓やブレーカーを落とす。
- 自動車で移動中の場合は、路肩に停めて安全な場所に避難する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害対策本部の立ち上げ

本部設置場所：平野小学校

- 本部に各自治会役員は集まれない可能性が高い。災害対策本部と各自治会本部（自治会長）とで連絡をとりあえるようにする。

2 各自治会本部の立ち上げ

- 自治会本部に駆けつけた役員の中から防災リーダーを決定する。
- 防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

3 自治会本部の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各自治会長、各消防団長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

4 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、各自治会長、各消防団長に伝達する。
- 伝令等により各自治会長、各消防団長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
* 地震時には有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

5 安否確認

- 民生・児童委員等と協力して災害時要援護者の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

6 消火活動

- 自治会・消防団単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

7 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
* 救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

8 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。
- 拡声器を使って避難誘導を行う。

9 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

10 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。
- リーダーなどの役割分担票を作成する。
- 行政の指示系統を確認する。
- 元気な人にボランティアの協力をお願いする。
- けが人の手当を手伝う。
- 飲料水や食料を確保する。

③共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）
※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。
- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他的人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自分で避難することが難しい方